

(1) 全体計画

学校教育目標

【基本方針】

子どもたちが、未来への夢や希望を大きく膨らませながら成長していくことは、教職員のみならず保護者や地域住民の強い願いであり、こうした期待に応えることができる環境づくりが、学校教育に課せられた大きな使命である。つまり学校は、子どもたち一人ひとりにとって、楽しく学び、生き生きと活動できる場でなければならない。したがって、このような場を阻害する要因となるいじめについては、どの子どもにも起こり得るものであることを全職員が強く認識し、根絶に向けて教育活動を推進する。（詳細は別紙）

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

なお、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。

指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をする。

具体的取組

心を育てる（いじめの未然防止）

— いじめをしない、許さない強い心をつくる —

- 「いじめ」を憎む心の育成
- 自他の生命を尊重する心の育成
- 他人の痛みがわかる心の育成
- 違いを認め合う心の育成
- 良心に恥じない心の育成
- 正義を愛する心の育成

【道徳教育の充実】

- 道徳科の時間
 - ・指導の重点化、焦点化による道徳の時間
 - ・「心を育てる道徳教材集」の活用
- 特別活動
 - ・望ましい集団活動を通して、好ましい人間関係の構築
 - ・いじめ問題を自主的に解決する力を育成する
- 総合的な学習の時間
 - ・自己の在り方・生き方の学習を通して、健全な人間関係を形成できる力を育成する。
- 各教科等
 - ・一人ひとりを大切に「授業づくり」
 - ・カウンセリングマインドを生かした授業の展開

【体験活動の充実】

- 交流体験（総合的な学習の時間等）
 - ・特別支援学校との交流体験 等
- 勤労体験
 - ・ボランティア清掃 等
- 福祉体験
 - ・介護、育児体験 等

組織力を生かす（早期発見・早期対応）

— 学校・保護者・地域との連携 —

- 校内指導体制の確立
- 生徒指導の及び教育相談の充実
- 教師間の情報交換と連携強化
- 家庭・地域との連携
- 関係機関との情報交換と連携
- 保護者同士の信頼関係の構築

【情報収集と情報発信】

- いじめに関するアンケートの実施
 - ・保護者対象 年3回
 - ・児童対象（生活アンケート） 毎月
- 学校、学年、学級通信の定期的発行
 - ・学校の取組、学校評議員会、学校支援会議における話題等の情報提供により理解を得る

【児童理解による情報の共有化】

- 児童理解の共有化
 - ・生活特別委員会、同学年会の活用

【関係団体及び関係組織との連携】

- 学級PTAの活性化
 - ・学級全体による共通理解と共通実践
- 学校支援会議、学校評議員会への情報提供と諮問
 - ・年3回の会議で、積極的に情報を提供し、対策等の諮問を受ける

【いじめ防止対策委員会の設置】

- いじめ対策について協議する専門的委員会の設置

教師の指導力を磨く（危機管理意識の醸成）

－ 教職員研修の充実を図る －

- 教師自身の人権感覚錬磨
- 児童理解への一層の向上
- 「いじめ」の指導法習得

- 教育相談の考え方の取得
- 「いじめ認識」の深化
- 学習指導の工夫と改善

【現職教育の充実】

- 人権教育と体罰について
- ◎いじめ問題について
- 生徒指導の在り方について
- 教育相談について

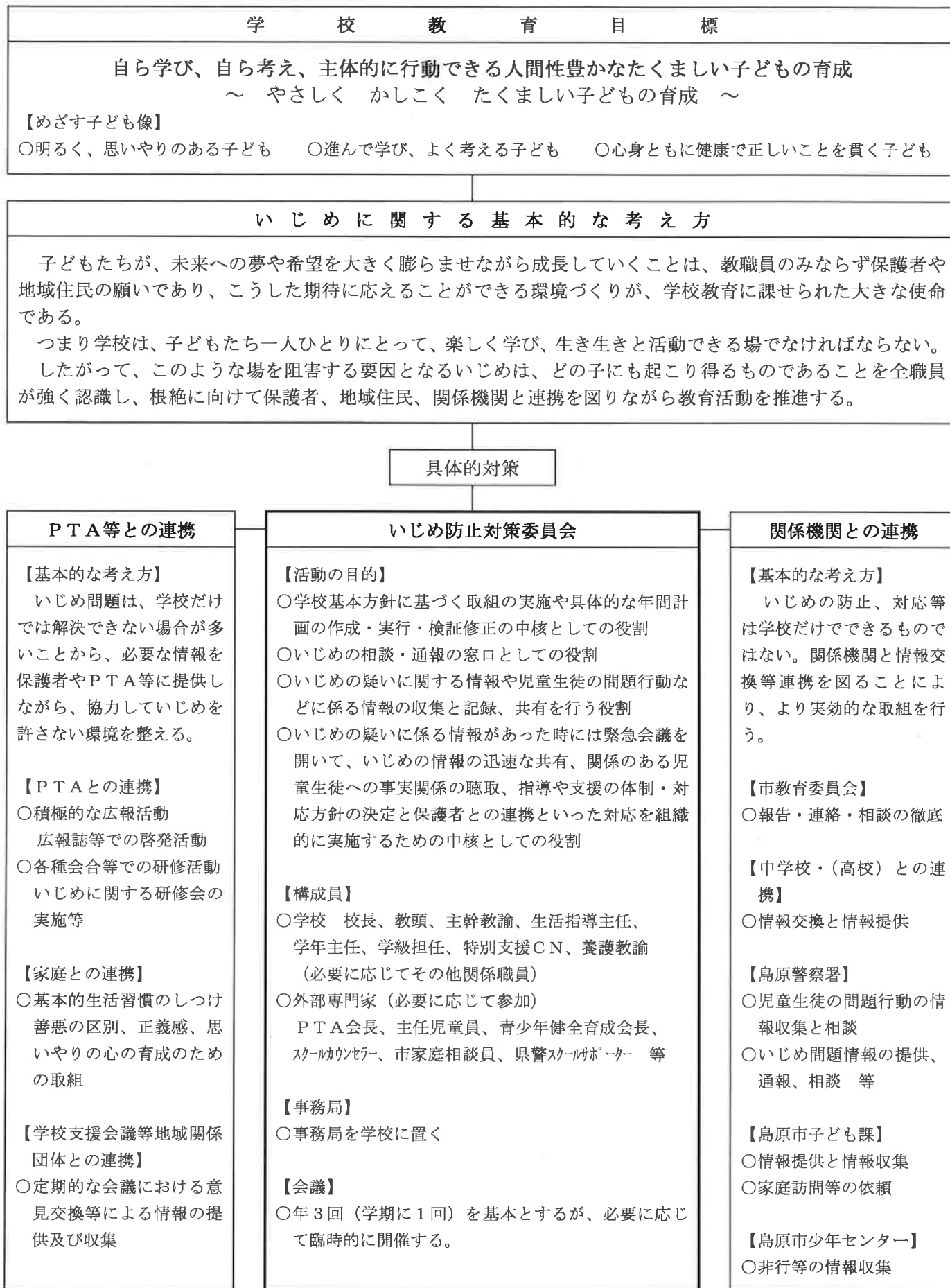
人権感覚を錬磨し、体罰を否定することの理解を深める
いじめ問題に関する知識とその対応について理解と実践力を深める
日常生活指導の諸問題についての対応の在り方について理解を深める
カウンセリングマインドを基本とした教育相談について理解を深める

【校内研究の充実】

- 授業改善による「わかり、できる授業」の推進

児童一人ひとりの自己実現が図られるような授業実践と在り方の追究

(2) いじめ防止基本方針



**【いじめの防止】
(学校づくり)**

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題ととらえられる子どもの自己指導力を育成する。

- 1 **校内指導体制の確立（組織で対応）**
特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、一致団結した指導体制を確立する。
- 2 **教師の指導力の向上（職員個々の職能成長）**
「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
 - ・長期休業日を中心に年間3回、いじめに関する校内研修の実施
- 3 **人権意識と生命尊重の態度の育成（違いを認め合う心の育成）**
人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導等に努める。全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
 - ・人権集会や平和集会での人権意識を高める取組
 - ・一人一鉢運動等体験活動において生命を育てる心の育成
 - ・福祉ボランティア（ペットボトルキャップ、プルトップ回収）、特別支援学校との交流教育 等
- 4 **道徳性を養う道徳教育の充実（いじめを許さない強い心の育成）**
いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成ををねらいとした道徳の指導や取組を実践する。
 - ・校内授業研究の実施や「一っ子の心を見つめる週間」における生命尊重に関する道徳の授業公開
- 5 **子どもの自己肯定感の育成**
子どもと教職員、及び子ども相互の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、子どもの発達に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。
 - ・1/2成人式 ・新春かくしげい大会
- 6 **子どもの自己指導能力の育成（自浄能力を高める活動の推進）**
道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会活動等において、いじめや人権に関わる問題を取り上げるなど、子どもが自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止のための教師用指導資料」を活用し、子どもの「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。
 - ・全校3つのめあて、無言清掃指導 等
- 7 **特に配慮が必要な子どもの特性を踏まえた適切な支援**
日常的に、子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある子ども
 - ・海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子ども
 - ・性同一障害や性的指向・性自認に係る子ども
 - ・東日本大震災により被災した子ども又は原子力発電所事故により避難している子ども、風水害等の自然災害に遭った子ども
- 8 **家庭・地域社会・関係機関との連携強化（つながりを深め、強める活動の推進）**
家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。
 - ・PTA評議員会、一っ子を見つめる支援会議、青少年健全育成協議会等における情報交換と協議
- 9 **いじめ防止基本方針の周知と取組の評価（実効力のある取組）**
毎年、入学時や年度始めには、子ども、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得ることにより、学校だけでなく多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
また、学校基本方針の取組状況について、学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえて取組の改善を図る。また、計画的、継続的な点検・評価に取り組み、いじめに関する教職員の問題意識を持続させる。
 - ・PTA総会での周知やいじめ防止対策委員会での取組点検・評価の実施

<p>【早期発見】</p>	<p>子どもに関する情報を全職員で共有するために、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないように高くアンテナを保つ。併せて、定期的・必要に応じたアンケートや教育相談の実施をし、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p>
<p>1 教職員による観察や情報交換 子どもの情報を共有化するために、定期的に情報交換する場を設定する。 ・毎週水曜日の放課後及び長期休業日の生活特別委員会における子どもの情報の共有化</p> <p>2 定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談の実施 子どもの生活実態について、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談を実施し、きめ細かな把握に努める。 ・生活アンケート（毎月）、保護者いじめアンケート（年3回）、個人面談（随時）の実施</p> <p>3 情報の収集 子どもの悩みや相談をより多く受け止めるために、PTAや関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。 ・一っ子を見つめる支援会議 ・青少年健全育成協議会各種行事 ・モリモリ広場 等</p> <p>4 教育相談体制の整備と相談機関の周知 子どもや保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備するとともに、このことを子どもや保護者に周知する。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務日の周知 ・学校以外の相談窓口（24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の周知及び広報</p>	

<p>【いじめに対する措置】</p>	<p>いじめの発見、通報によりいじめの事実が把握できた場合は、速やかに組織的及び関係者との強い連携の下に対応することを基本とし、被害を受けた子どもを守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた側の子どもの指導にあたる。</p>
---------------------------	--

<p>1 いじめと疑わしき行為を発見したときの対応 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見したり、その情報を得たりしたときには、安易にいじめでないという判断をすることなく、関係する子どもや保護者から事情を十分聴取し、指導するとともに継続的に観察、指導を続ける。</p>	<p>2 いじめに関する相談を受けたときの対応 子どもや保護者からいじめに関する相談を受けたときには、真摯に対応する。ささいな兆候であっても、いじめでないとして安易に判断することなく、早い段階から関わりを持つ。事実関係を調査し、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。</p>
---	--

い じ め の 発 見

<p>3 組織的な対応 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、主任、管理職に報告する。事案の内容によっては、「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有する。当該教職員を中心として、学年主任、生活指導主任等で組織的に対応する。</p>
--

<p>4 いじめの事実調査 被害、加害及びいじめを目撃した等の子どもから聞き取り調査を行い、事実関係を詳細に把握する。事案によっては、学級、学年の子どもたちからのアンケート調査も実施する。</p>
--

<p>5 いじめられた子ども又はその保護者への支援 いじめられた子どもから、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等（本人の希望による別室での学習等）、いじめから守り通すための対応を行う。また、当該子どもにとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該子どもに寄り添える体制をつくる。 保護者には、家庭訪問等により調査により得られた確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。子ども、保護者双方とも必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家との面談を行う。</p>
--

6 いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認されたら、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察との連携による措置を含め毅然とした対応を行う。

保護者には、確実な情報を迅速に伝え、継続的な指導助言を行う。

7 集団への働きかけ

いじめの4重構造の一つである「観衆（はやしたてたり面白がったりする存在）」や、「傍観者（周りで暗黙の了解を与えている存在）」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは、誰かに相談する勇気を持つように指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

8 いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し、情報を確実に引き継ぐ。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでる状態が、少なくとも3か月の期間継続していること。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた子ども・いじめた子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていない認められること。本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

9 継続的な観察・指導

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く、いじめられた子ども及びいじめた子どもの観察と指導を行う。

10 ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

【重大事案に対する措置】

子どもの命を脅かす等のいじめについては、重大事案という認識を持ち、島場市教育委員会の指導のもと、より組織的、実効的な取組を行うことにより、子どもの安全・安心を確保する。

1 重大事案の定義

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間子どもが学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があった場合

2 「いじめの措置」による一連の対応

3 島原市教育委員会へ概要報告 → 市教委判断による「重大事案」としての措置決定

4 島原市いじめ問題調査会による調査、対応

- 学校は調査のための組織への協力
- 学校は調査情報の提供 等

5 学校いじめ防止対策委員会への報告と協議

- いじめ事案の概要報告
- 校内体制及び対応の協議・決定

6 いじめられた子どもとその保護者への対応に
万全を期す

- <子ども>
 - 秘密の保持（情報流出の遮断）
 - 学習の保障
 - 精神的ケア（カウンセリング等の実施）
- <保護者>
 - 適宜情報の提供 等

7 いじめた子どもとその保護者への対応

- <子ども、保護者>
 - 出席停止も視野に入れた毅然とした対応

8 他の子どもたち、保護者への対応

- 必要に応じた情報提供（保護者）
- いじめに関する指導の徹底

市
教
育
委
員
会

調
査
組
織

の
指
示
に
よ
る
対
応



重大事態発生

学校

教育委員会(学校教育課)
☆認知後の発生報告
☆調査の主体を判断する。

市長・県教育委員会への発生報告

いじめ対策委員会
(学校の下に設置)

- ・学校教職員
- ・スクールカウンセラー、主任児童委員、校医、退職教員、県警スクールサポーター、学校評議員等

公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

島原市いじめ問題調査会
(教育委員会の下に設置)

- ・教育委員会職員
- ・学識経験者、少年センター指導監(相談員)、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、島原警察署、当該事案に関する第三者等

公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

調査結果の報告

教育委員会(学校教育課)

調査結果の報告

市長

議会

必要があると認めた場合

島原市いじめ問題再調査委員会【市長の下に設置】
・弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等
公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

事務局
こども課

調査結果の報告

再調査

当該重大事態と同種の事態の発生の防止

島原市立第一小学校 いじめ防止対策委員会

1 設置目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により組織し、学校基本方針に基づく取組の実施や、計画の作成、実行・検証等を行う。

2 活動内容

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

3 構成員

(1) 学校

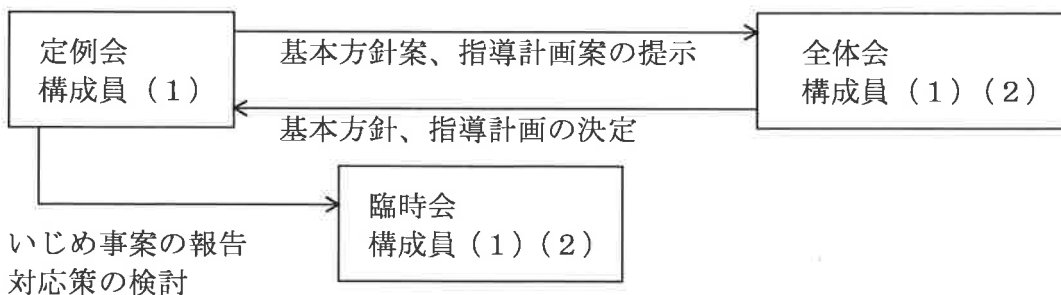
校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、学級担任（被害者）、学級担任（加害者）、学年主任、特別支援教育コーディネーター、必要に応じてその他関係職員（養護教諭等）

(2) 外部専門家（必要に応じて参加）

（固定）P T A会長、主任児童員、青少年健全育成会長、スクールカウンセラー
「相談窓口」として委嘱
（事案に応じて）市家庭相談員、県警スクールサポーター、退職教員、校医 等

4 会議等

- (1) 会議は、校長が主宰し、校長が招集する。
- (2) 定例会 学期に1回程度（年間3回）
 - 構成員（1）による
 - いじめ防止基本方針の確認
 - いじめに関する情報収集 等
- (3) 全体会 年に1回（定例会と兼ねる）
 - 構成員（1）（2）による ※「固定」のメンバーのみ
 - いじめ防止基本方針の検討、検証 等
- (4) 臨時会 必要に応じて臨時に開催する
 - 構成員（1）（2）による ※「事案に応じて」のメンバーもお願いする
 - いじめ事案の対応方針検討、決定
 - 子ども、保護者への対応 等



5 その他

委員会の事務局は学校に置く。